

## 慈善事業への寄付

---

- A. [概要](#)
- B. [適用性](#)
- C. [定義](#)
- D. [ポリシー](#)
- E. [責任](#)

- [付属書類 1 - 定義](#)
- [付属書類 2 - 手続](#)
- [付属書類 2A - 寄付要件](#)
- [付属書類 2B - 寄付承認](#)
- [付属書類 2C - 申請覚書](#)
- [付属書類 2D - 寄付契約書](#)
- [付属書類 2E - 寄付受取証明](#)

## A. 概要

United Technologies Corporation は、資金、財物、製品及びサービスを、承認された焦点分野における慈善目的のために、公然と、透明性を持って提供するとき、評判の良い慈善団体に寄付することができます。誠意の慈善目的に関連しない、又は、秘密裡に、若しくは不正に影響を与えるために提案又は提供される寄付は、UTC のコア・バリューに違反し、会社の資源を悪用し、かつ、UTC が腐敗行為防止、及び関連する法律に基づき重大な責任に問われることになるため、断固として禁止されなければなりません。

## B. 適用性

世界中の United Technologies Corporation、その事業単位、子会社、部署、及びその他の被支配事業体及び営業（以下「**営業単位**」）、並びにそれらの取締役、役員及び従業員（以下、総称して「**UTC**」）。**政治献金**、**ビジネスギフト**、及び**スポンサー旅費**の提供は、それぞれ、**CPM 5：対政府関係**、**CPM 48A：ビジネスギフトの提供**、及び**CPM 48B：第三者旅費提供**により管理されます。

## C. 定義

「コーポレート」とは、**UTC** コーポレート・オフィスをいい、「**事業単位**」又は「**BU**」とは、Otis Elevator Company、Pratt & Whitney、UTC Aerospace Systems、UTC Climate, Controls & Security、及び United Technologies Research Center をいいます。「**CPM**」とは、コーポレート・ポリシー・マニュアルをいいます。その他の**太字**の用語は、**付属書類 1**において定義されます。

## D. ポリシー

**UTC** は、1つ又はそれ以上の **UTC 焦点分野**での予算計上された寄付を優先して、**適格組織**に対する**慈善事業**への寄付を行うことができます。予算計上されていない要求、**UTC 焦点分野**ではない寄付（予算計上の有無にかかわらず）、及び、従業員営業経費償還による支払は、推奨されません。いかなる寄付も、それが**賄賂**となる、又はそのように見える場合、提案、又は実施されるべきではありません。すべての**慈善事業**への寄付が**付属書類 2**に従い承認されなければなりません。

## E. 責任

- 公共問題審査委員会**。**UTC** 取締役会の公共問題審査委員会（Public Issues Review Committee）（以下「**取締役委員会**」）が **UTC** の**慈善事業**への寄付を監督する責任を負います。
- UTC 慈善事業への寄付諮問委員会**。**UTC** 慈善事業への寄付諮問委員会（以下「**UTC 諮問委員会**」）は、次の **UTC** 上級管理者（又はそれらの被指名人）からなります。エグゼクティブ・バイス・プレジデント／チーフ・ファイナンシャル・オフィサー、エグゼクティブ・バイス・プレジデント／対政府関係、シニア・バイス・プレジデント／人事部、シニア・バイス・プレジデント／科学技術、シニア・バイス・プレジデント／コミュニケーション（以下「**SVP コミュニケーション**」）（部長）、及び、コーポレート・バイス・プレジデント／グローバル倫理及びコンプライアンス（以下「**CVP GEC**」）。**UTC 諮問委員会**は、提案された 50 万ドル超の**慈善事業**への寄付を調査し、**UTC** の社長兼 CEO に勧告する、**UTC 寄付金予算**を検討、承認する、及び、**付属書類 2**に従い本ポリシーを全 **UTC** で履行し、管理することに責任を負います。
- 事業単位慈善事業への寄付委員会**。各 **BU** チーフ・エグゼクティブは、統括及びコンプライアンス機能からの **BU** コミュニケーション・リード・エグゼクティブ（議長）及び **BU 代表者**からなる **BU 慈善事業**への寄付委員会（以下「**BU 委員会**」）を指名します。**BU 委員会**は、（**BU** チーフ・エグゼクティブとともに）**BU 寄付金予算**を検討、承認すること、かつ、**付属書類 2**に従い本ポリシーを **BU** で実施し、管理することに責任を負います。

4. **SVP コミュニケーション**は、**CVP GEC** との協議をもって本ポリシーを解釈し、2年に1度再検討する責任を負います。<sup>1</sup>
5. **UTC** コーポレート・バイス・プレジデントならびにコントローラーは、適用される**コモン・コントロール・マトリックス**に管理及び試験手順を組み込みます。そして、**UTC** コーポレート・バイス・プレジデント、内部監査が、**営業単位**レベルでのコンプライアンスを評価するそれぞれの場合において、定期監査（**法令遵守監査**（[CPM 34：グローバル倫理及びコンプライアンス・プログラム](#)参照）を含む）を行います。定期的な年次財務監査の範囲内で、**UTC** の独立監査人もコンプライアンスを確実にするために、当該管理及び取引を調査します。

---

<sup>1</sup> **SVP コミュニケーション**及び**CVP GEC**は、本ポリシーの遵守を確実にするための必要に応じて[付属書類 1](#)及び[2](#)を修正する権限を与えられています。

### 付属書類 1：定義

関連会社とは、次の事業体をいいます。

- 言及された事業体に対し支配権を行使する事業体、又は
- 言及された事業体が支配権を行使する事業体、又は
- 言及された事業体とともに、他の事業体の共通の支配のもとに存在する事業体。

会計帳簿は、[CPM 48：腐敗行為防止](#)において定義されます。

ビジネスギフトは、[CPM 48A:ビジネスギフトの提供](#)において定義されます。

支配権は、直接又は間接的に、次のことを行う権利をいいます。

- 事業体の運営組織メンバーを任命する権利を持つ、事業体の議決権の過半数を行使する権利、又は
- 議決権の所有を通して、契約による、又はその他の方法によるかにかかわらず、事業体の日々の経営的意思決定を指示する、又は指示させる権利。

賄賂は、[CPM 48：腐敗行為防止](#)において定義されます。

顧客とは、UTC 製品又はサービスを購入及び使用、又は消費する第三者をいいます。

指定受領組織とは、次の受領組織をいいます。

- 政府である、
- 政府職員又は政府職員の関連当事者が、その所有権若しくは上級管理職の地位を持つ、又はその他の方法でそのマーケティング、寄付金要請、管理、又は運営に影響を与えることができる、
- 適用法令に基づき、米国内国歳入法（Internal Revenue Code）第 501 条（c）（3）の事業体、若しくは非米国でそれに匹敵するものとして、容易に分類できない、又は
- VP GEC により指名された受領組織。

販売代理店は、[CPM 48E：販売代理店及び非従業員販売代理人](#)において定義されます。

適格受領組織とは、その主要任務及び業務の焦点として、UTC 焦点分野に一致する慈善目的を持ったプログラムの管理を行い、そのようなプログラムの遂行への誠実さ及び有効性の実証された記録を持つ「非営利」事業体（例えば、米国内国歳入法第 501 条（c）（3）又は非米国のそれに匹敵するもの）をいいます。

事業体とは、「営利目的」か否かにかかわらず、コーポレーション、有限責任会社、パートナーシップ、個人事業、信託、又は同様の事業体、その他の組織をいいます。

免除慈善事業への寄付とは、困窮している特別なグループ（例えば、学童、老人、虚弱者又は病人）に対する、UTC 従業員によるボランティア・サービス、又は UTC からの直接的な少額の現物寄付（例えば、バックパック、本、一般薬、指導書、老眼鏡、学用品、教科書など）のいずれかの形態による慈善事業への寄付をいいます。

政府とは、次のもののいずれかをいいます。

- 国、地方、市、又は地方自治体レベルにかかわらず、米国又は非米国政府、
- 政府航空局（GAA）、
- 政府が所有又は運営するエアライン、
- 政府に代わって公的な立場で業務を行う事業体、

- 政府が支配権を行使する**事業体**、会社又は事業、
- 政党、
- 公的国際機関（例えば、国連、世界銀行、世界貿易機関、国際民間航空機関など）、又は
- 上記いずれかの部門、局、下位組織又は政府機関。

政府航空局（GAA）は、[CPM 48B：第三者旅費提供](#)において定義されます。

政府職員とは、政府の従業員、係長若しくは課長（投票により選ばれたか、任命されたかにかかわらず）、又はそれらの地位の候補者をいいます。

ロビイストは、[CPM 48D：ロビイスト](#)において定義されます。

非従業員販売代理人又は NSR は、[CPM 48E：販売代理店及び非従業員販売代理人](#)において定義されます。

慈善事業への寄付とは、UTC により又はこれに代わって慈善目的のために行われる、資金、財物、製品及びサービスの寄付をいいます。

慈善目的とは、内国歳入法第 501 条 (c) (3) 又は[企業の慈善活動を促進する委員会（Committee Encouraging Corporate Philanthropy）](#)により認められる、人類全体の利益、改善又は向上を目的とする、かつ、それに対する完全な対価を期待することなく、また見返りに対価を受け取らない行いをいいます。

政治献金は、[CPM 5：対政府関係](#)において定義されます。

禁止される受領者とは、次のものをいいます。

- 現物での**免除慈善事業への寄付**以外の（顧客の代表者又は**政府職員**を含むが、これに制限されない）個人
- 「営利目的の」**事業体**、
- 主に（すなわち 50%以上）税金でまかなわれている**事業体（UTC 焦点分野を支援している公的資金を受けた教育機関への慈善事業への寄付を除く）**、
- 公職への候補者の応援、又は政治的アドボカシーを主な業務とする政党、その他の**事業体**、
- 宗教組織（そのような組織により、会員及び非会員にも同様に利用可能とする 1 つかそれ以上の **UTC 焦点分野**を支援している宗教団体に対する**慈善事業への寄付**を除く）、
- 政府発行の監視リスト上で取引禁止又は制限当事者となっている、若しくは**営業単位の却下ベンダー・ファイル**に載っている、又はそれらの**ベンダーの分身である事業体（又はその社長若しくは既知の関連会社）**。

受領組織とは、**慈善事業への寄付**を受領している、又は受領を要請されているあらゆる**第三者**をいいます。

却下ベンダー・ファイルとは、正当な理由により**営業単位**により却下又は解除されたすべての**ベンダーの、営業単位が維持するファイル**をいいます。

関連当事者とは、

- 個人に関しては、両親、兄弟姉妹、配偶者、叔父、叔母、甥及び姪を含むが、これに制限されない当該個人の近親者又は親戚をいい、
- **事業体**に関しては、**事業体の関連会社**をいいます。

スポンサー旅費は、[CPM 48B：第三者旅費提供](#)において定義されます。

第三者とは、

- 個人に関しては、**UTC** 又は **UTC の関連会社**の従業員ではない個人をいい、
- **事業体**に関しては、**UTC** 又は **UTC の関連会社**ではない**事業体**をいいます。（明確にするために記すと、本ポリシーの解釈上、**UTC** の合弁会社パートナー及び**ベンダー**、並びに、それらそれぞれの**関連会社**は、**第三者**となります。）

**価値**とは、特定**慈善事業への寄付**の実価値（資金の寄付など）、又は概算公正市場価値（財物、製品、又はサービスの寄付など）をいいます。

**ベンダー**とは、**UTC** への原材料若しくはサービスの現職若しくは見込みの**第三者**コントラクター、又はサプライヤーをいいます。

## 付属書類 2: 手続

### A. 年間寄付金予算

毎年 11 月に、当該 BU 委員会は、BU チーフ・エグゼクティブに対し、翌暦年の提案されるすべての慈善事業への寄付のための予算（以下「BU 寄付金予算」）の承認を申請し、かつ、SVP コミュニケーションに対し、承認された BU 寄付金予算を提供します。12 月に、SVP コミュニケーションは、UTC 諮問委員会／被指名人に対し、承認された BU 寄付金予算、及び、翌暦年のコーポレートによる慈善事業への寄付（「マッチングギフト」及び「PAC マッチ」を含む）のための予算（以下「コーポレート寄付金予算」）からなる包括的予算（以下「UTC 寄付金予算」）の承認要請を提出します。UTC 寄付金予算は、各慈善事業への寄付に対して、要請している営業単位（コーポレート又は BU）、要請の出处（例えば、UTC、受領組織、顧客要求、政府要求、米国連邦政府要求）、慈善事業への寄付の種類（例えば、資金、財物の「現物」寄付、製品又はサービス）、価値、受領組織（指定受領組織かどうかを含む）、慈善目的、UTC 焦点分野、及び、同暦年中に同じ受領組織に支払われる金額（もしあれば、かつ、データが入手可能な範囲で）を詳細に記載しなければなりません。

### B. 受領組織の審査（デューディリジェンス）

1. 営業単位は、すべての受領組織を審査し、受領組織、又はその社長若しくは既知の関連会社が政府発行の監視リスト上で取引禁止又は制限当事者となっていないことを確認します。
2. 免除慈善事業への寄付のみの受領を要請するものを除き、営業単位リーガル・カウンセラー／被指名人は、すべての指定受領組織を、その資格（例えば、適格組織としての地位）、能力（慈善目的をもって請け負った過去の履歴）、及び誠実さを検証するために審査します。デューディリジェンスの性質及び範囲は、腐敗行為の固有リスク、かつ、その設立の管轄地域及び資金が支払われる場所若しくはそのいずれかにおける関連デューディリジェンス情報の入手しやすさを反映しなければなりません。発行された最新のトランスパレンシー・インターナショナル腐敗認識指数で数値が 50 以下の国に対して、営業単位は、TRACE 認証報告書（又は VP GEC／被指名人により承認された独立系調査会社による同等のもの）を取得し、これには次の事項を含めます：(a) 資格認証（基本的事業体情報、所有権、主要人員、認可／良好な資産状態／「非営利」又は同等の地位、関連会社）、(b) データベース／メディア検索（政府発行の監視リストを含む）、及び (c) 同業者、非政府組織、取締役官、その他独立した証拠、及び指定受領組織の職員への照会による履歴及び誠実さの評価。

### C. 要件及び承認

慈善事業への寄付（予算計上の有無にかかわらず）のためのすべての要請は、付属書類 2A に一致し、付属書類 2B に従い承認されなければなりません。顧客要求、政府要求、米国連邦政府要求である、指定受領組織に関連する、又は、UTC 諮問委員会の承認を要求するすべての慈善事業への寄付は、実質的に付属書類 2C の形式を持つ覚書（以下「申請覚書」）により支持されなければなりません。

### D. 契約

1. 免除慈善事業への寄付を除き、すべての正式に承認された指定受領組織への（あらゆる形式又は価値の）慈善事業への寄付は、付属書類 2D に一致した完全に履行された書面契約（以下「寄付契約書」）に従い行われなければなりません。
2. 免除慈善事業への寄付を除き、（営業単位商事契約により支配される）UTC 製品又はサービスの寄付、従業員営業経費償還により資金提供される制限された寄付（付属書類 2A のセクション C を参照）、その他すべての正式に承認された慈善事業への寄付は、寄付契約書（価値 > USD50,000 の場合）、又は付属書類 2E に一致する受取証明書（以下「寄付受取証明書」）（USD1,000 < 価値 ≤ USD50,000 の場合）に従い行われなければなりません。

### E. 資金支払



1. 承認された**慈善事業への寄付**のためのすべての資金は、(1) 当該承認（予算計上の有無にかかわらず）、及び**寄付契約書**又は**寄付受取証明書**（該当する方）に遵守し、(2) その設立の管轄地域（又は **BU** ゼネラル・カウンセル／被指名人（**BU** 寄付の場合）又は **CVP GEC**／被指名人（コーポレート寄付の場合）により承認されたその他の管轄地域）において**受領組織**に直接（第三者を使用せず）、**営業単位**本店の財務組織により（できれば電信で）支払われ、及び(3) 支払時に、**営業単位**の**会計帳簿**に直ちに、かつ、正確に記録されなければなりません。
2. いかなる状況においても、**慈善事業への寄付**は、本ポリシーに従い承認され、**受領組織**が**寄付契約書**又は**寄付受取証明書**のいずれか該当する方を完全に履行又は承認しない限り、及び、それをするまで支払われません。

#### F. 記録簿

コーポレート及び各 **BU** は、承認された各**慈善事業への寄付**に対し、当該**慈善事業への寄付**が予算計上されたか否かにかかわらず、上記セクション A に定める情報、及び、支払われた資金を詳述した一元化された登録簿を作成及び維持しなければなりません。

#### G. 停止及び解除

承認された**慈善事業への寄付**の提案プロセス又は履行中いつでも、**BU** エグゼクティブ・コミュニケーション・リード又は **SVP コミュニケーション**が、**受領組織**はデューディリジェンスに完全に協力していない若しくは今後しないだろう、又は、**寄付契約書**若しくは**寄付受取証明書**（該当する方）、**UTC** ポリシー又は適用法に完全に遵守していない若しくは今後しないだろう、又はその他の方法で、支援された業務を行うことができない又は行う意思がない、又はその他の方法で、**UTC** の**慈善事業への寄付**プログラムを代表するのに適していないと合理的に確信する場合、当該人は、適切な修正措置が取られることを確実にすべき（コーポレートが承認した又は承認を要請している**慈善事業への寄付**に対する）**BU** ゼネラル・カウンセル／被指名人、又は **CVP GEC**／被指名人に、書面で通知を行います。<sup>2</sup>**UTC** 諮問委員会により以前に承認された**指定受領組織**、又はその他の**受領組織**が正当な理由により解除された場合、**SVP コミュニケーション**は、**CVP GEC** 及び **UTC 諮問委員会**のそれぞれに直ちに通知を行われなければなりません。

#### H. 報告

要求に応じて、**SVP コミュニケーション**は、**UTC 諮問委員会**及び**取締役委員会**に対し、当該暦年のその時点までに行われた**慈善事業への寄付**の要約を提供しなければなりません。これには、各**慈善事業への寄付**に対して、上記のセクション A に定める情報、**企業の慈善活動を促進する委員会**により定義された指定分類、地理的区分（例えば、米国、カナダ、アジア太平洋、ヨーロッパ-アフリカ-中東、及びラテンアメリカ）、当該寄付は予算に計上されているか否か、及び支払われた資金を詳細に記載しなければなりません。

<sup>2</sup>非協力及び非遵守の問題は、事案ごとに査定されなければなりません。承認された**慈善事業への寄付**又は**受領組織**の一時停止又は解除を正当化する理由には、**受領組織**による次の事項を含みますが、これに制限されるものではありません。(a) 本ポリシー、又は**寄付契約書**若しくは**寄付受取証明書**（該当する方）により要求される書類を完成させる若しくは提供することの不履行又は拒絶、(b) 誤った又は不正確な情報の提供、(c) 要求される面談への参加、又は **TRACE** 若しくは他の独立調査会社への協力を含む、デューディリジェンス活動への協力不履行又は拒絶、(d) **営業単位**の**却下ペンダー・ファイル**に載っている、又は、それらの**ペンダー**の身分である、若しくは**政府**発行の監視リスト上で取引禁止又は制限当事者である、(e) **UTC** 従業員との両立しない利益相反、又は、**UTC** の製品若しくはサービス、又は立法、規制、その他の**政府**の行為、又は **UTC** の事業に影響を与える差し控えが関与する取引における、競合会社、**顧客**、**政府**、**政府職員**、又は意思決定者若しくは影響者との不適切な、禁止された、又は不透明な関係、(f) **UTC** の製品若しくはサービスの販売、又は、**UTC** の事業に影響を与える、立法、規制、その他の**政府**の履行若しくは不履行の条件として、**顧客**、**政府**、又は**政府職員**により要求されていること、(g) 腐敗行為に従事した記録、(h) 有罪判決、破産又は支払不能、(i) 不誠実、不正又は非倫理的取引の評判、(j) **受領組織**の設立の管轄地域及び資金が支払われる場所又はそのいずれかにおいて**ペルソナ・ノン・グラータ**となっていること、(k) **寄付契約書**又は**寄付受取証明書**（該当する方）の完全実施又は承認の不履行又は拒絶、(l) 合理的なモニタリング及び監査活動を受けることを拒絶、又は要求される報告提供の度重なる不履行、又は (m) **寄付契約書**又は**寄付受取証明書**（該当する方）の違反。



## 付属書類 2A : 寄付要件

### A. 一般要件

慈善事業への寄付（「マッチング・ギフト」及び「PAC マッチ」を含む）の要請には、次の事項の合理的な判断を支持するための十分な根拠を示さなければなりません。（1）受領組織が適格組織であり、禁止される受領者ではないこと、（2）当該慈善事業への寄付が、（a）誠実な慈善目的により支持され、（b）1つかそれ以上の UTC 焦点分野に一致している、又は、1つかそれ以上の UTC 焦点分野に一致していない場合、UTC 焦点分野に合致しないやむを得ない正当な理由が存在し、かつ、（c）下記のセクション C により制限されないこと、及び（3）UTC が米国内国歳入法に基づきそのような寄付を控除する資格を有すること。いかなる状況においても、UTC 従業員への両立しない利益相反となる（CPM 7 : 利益相反を参照）、賄賂となる若しくはそのように見える、適用法に違反する、又はその他の方法で不適当と思われる若しくは UTC の評判を害するような寄付を提案又は提供することはできません。

### B. UTC 焦点分野

例外に対するやむを得ない正当な理由が存在しない限り、すべての慈善事業への寄付（「マッチング・ギフト」及び「PAC マッチ」を除く）は、次の分野（以下「UTC 焦点分野」）の1つかそれ以上への下記の通りの目的を持たなければなりません。

- **科学、技術、工学、数学（STEM）教育** : UTC は、次世代の技術者、研究者及び科学者の育成に従事する適格受領組織を支援します。コーポレートは、STEM に特化して焦点を当てたプログラムの作成により、地球規模での取組の調整を行い、BUs は、これらのプログラムへの参加が推奨されます。これらの特化したプログラムと別に、UTC は、工学及び物理科学、UTC の興味を引く分野の基礎研究への参加を促進する、並びに、工学及び科学分野におけるマイノリティ及び女性の数を増やすための大学レベルプログラムを支持することを検討します。
- **持続可能な都市の建設** : UTC は、都市部の持続可能な建設の実施を通して、環境への責任を促進する適格受領組織を支援します。コーポレートは、主要な適格受領組織とのそれに特化したプログラム開発を通して、地球規模での取組の調整を行います。それらの特化されたプログラムに加え、UTC は、エネルギー効率、環境への持続可能性、及び水質保全を支援又は促進する、並びに、火災、犯罪及び自然災害の脅威を削減することにより安全なコミュニティを促進する慈善事業への寄付を検討します。
- **活気に満ちたコミュニティ** : UTC は、UTC が営業を行う地域の福祉の向上を促進する適格受領組織を支援します。これには、文化組織、健康福祉援助、地域の資金調達活動及び地域ベースのボランティアプログラムを含みますが、これに制限されるものではありません。
- **兵役経験者の福祉** : UTC は、（i）兵役に就く人々及びその家族のために、教育及び訓練の機会向上によりその生活の改良を図る、及び（ii）自由（freedom 及び liberty）を守るために主要な役割を果たした兵役経験者の勇気、犠牲及び無私無欲の働きを称えることに焦点を当てた適格受領組織を支援することを含むが、これに制限されない兵役経験者への支持を行います。
- **災害復旧** : UTC は、災害復旧に焦点を当てた国内又は国際的適格受領組織（例えば、赤十字／赤新月社）への寄付により広く、その災害規模が地域当局及び救援機関の能力を超えており、かつ、基本生活必需品及び再建作業を支援するための援助が緊急に必要な場合に、災害復旧作業を支援します。
- **企業倫理及びコンプライアンス** : UTC は、透明性及び公正競争の原則などの、企業倫理及びコンプライアンスの追求を促進する適格受領組織を支援します。
- **多様性及びマイノリティの包含** : UTC は、多様性及びマイノリティの商事及び公的事項への包含の追求を促進する適格受領組織を支援します。

### C. 追加制限

上記のセクション A 及び B の要件に加え、**慈善事業への寄付**は、下記の制限の対象となります。

- **資金集めキャンペーン**：UTC は、**UTC 焦点分野**の促進に従事する**適格受領組織**による資金集めのキャンペーンに寄付することができますが、資金集めに対する資金の寄付は、UTC の事業目的に合っていない如果不是、企業から集められた合計額の 20%、又は、すべての募金者から集められた合計額の 5%を超えてはいけません。いかなる場合でも、UTC は、資金集めキャンペーンに対し、300 万 US ドルを超えて募金することはありません。
- **基金キャンペーン**：やむを得ない正当な理由がなければ、UTC は、基金キャンペーンに募金することはありません。
- **議論の的となっている主張**：UTC は、強い意見の相違が存在する議論の的となっている社会的その他の主張への寄付を避けるべきでしょう。これは、もちろん、判断の問題であり、これに対する試金石のようなものではありませんが、UTC 焦点分野における誠実な**慈善目的**への寄付、という本ポリシーの主要目標を参考に検討を行うべきです。
- **複数の寄付**：同じ行事、目的又はプログラムを支援する多額の複数の寄付は、**SVP コミュニケーション**／被指名人により明確に承認されない限り、**コーポレート**及び **BU**s により行われることは許されません。そのような寄付が承認される範囲内で、それらは、UTC に最大のプラスの効果及び価値がもたらされるよう調整されなければなりません。
- **従業員営業経費償還による資金提供**：**適格受領組織**が支援する地域の慈善活動（例えば、チャリティ・ゴルフ・トーナメントなど）に参加する従業員に対する頻繁でない、少額の行事にかかる費用を除いては、UTC は、従業員の営業経費償還による**慈善事業への寄付**への資金提供を決して推奨されません。いかなる状況においても、従業員は、**指定受領組織**（いかなる金額においても）、又は、250 米ドルを超える**適格受領組織**への営業経費償還による**慈善事業への寄付**に資金提供することはできません。従業員は、その地域問題連絡窓口／被指名人に対し、許可された従業員営業経費償還による慈善事業への寄付を報告しなければなりません。

### D. マッチングギフト

UTC は、UTC の取締役、役員、従業員、及び UTC の米国に拠点を置く**関連会社**による、**適格受領組織**に対して行われる現金又は株式の特定の贈与に対する**マッチングファンド**を寄付することができます。この**マッチングギフト・プログラム**は、UTC の自由裁量により、いつでも修正又は削除されることを条件としています。

### E. PAC マッチ

UTC は、UTC 政治活動委員会へ寄付する適格従業員が指名する**適格受領組織**に資金を寄付することができます。PAC マッチは、UTC の自由裁量により、いつでも修正又は削除されることを条件としています。

**付属書類 2B：要求される承認**
**表 1：予算計上済<sup>3</sup>**

BU 寄付金予算	コーポレート寄付金予算
BU 委員会 BU チーフ・エグゼクティブ UTC 諮問委員会／被指名人	UTC 諮問委員会／被指名人

**表 2：予算未計上<sup>3</sup>**

価値／種類	BU による要請	コーポレートによる要請
≤ USD 50,000	BU コミュニケーション・リード・エグゼクティブ／被指名人 BU ゼネラル・カウンセル／被指名人（顧客要求*の場合） BU チーフ・エグゼクティブ／被指名人	SVP コミュニケーション／被指名人 CVP GEC／被指名人（顧客要求*の場合）
> USD 50,000、だが、≤ USD 500,000	BU コミュニケーション・リード・エグゼクティブ BU ゼネラル・カウンセル／被指名人（顧客要求*の場合） BU チーフ・エグゼクティブ／被指名人 SVP コミュニケーション	SVP コミュニケーション CVP GEC／被指名人（顧客要求*の場合）

\*顧客要求とは、(1) 顧客若しくはその関連会社／関連当事者により、若しくは、それに代わって、(2) 顧客に代わって、販売代理店又は非従業員販売代理人により、又は、(3) 既存若しくは見込み顧客関係を促進するため、又は UTC 製品若しくはサービスの販売取引に関連して要求される慈善事業への寄付のことをいいます。

**表 3：追加で要求される承認**

下記の要請に対する申請は、表 1 又は 2（該当する方）に従ったすべての要請承認、及び、付属書類 2C の形式の申請覚書によって支持されなければなりません。政府及び政府職員との取引関係は、広範囲な法令により支配されており、多くの場合、そのような職員により、それを代表して、又は、その利益のために要求される慈善事業への寄付を厳しく禁止、又は制限しており、その違反は犯罪となることがあります。従って、コミュニケーション・リードは、政府要求が適用法で禁じられていないこと、かつ、米連邦政府要求が適用法により明確に認められていることを確実にするために、それらの ECO 又はリーガル・カウンセルの意見を求めなければなりません。

価値／種類	BU による要請	コーポレートによる要請
> USD 500,000 / すべての種類	BU チーフ・エグゼクティブ UTC 諮問委員会 UTC 社長兼 CEO	UTC 諮問委員会 UTC 社長兼 CEO
すべての価値 / 指定受領組織 又は 政府要求の場合** 又は 米連邦政府要求の場合***	BU ゼネラル・カウンセル CVP GEC	CVP GEC

\*\*政府要求とは、(1) 米州州／地方若しくは非米政府、又は米州州／地方若しくは非米政府職員、又はその関連会社／関連当事者により、又はその利益のために、(2) 販売代理店、ロビイスト、又は非従業員販売代理人により、米州州／地方若しくは非米政府、又は米州州／地方若しくは非米政府職員に代わって、(3) 米州州／地方若しくは非米政府、又は米州州／地方若しくは非米政府職員との既存若しくは見込みの関係を促進するため、又は政府取引に関連して要求される慈善事業への寄付のことをいいます。政府取引とは、次のものをいいます。(a) 下記のいずれかへの UTC 製品又はサービスの販売に関わる取引：(i) 米州州／地方、若しくは非米政府、又は政府職員、又は(ii) 米州州／地方又は非米政府が 50%以上の所有権を持つ、又は支配権を行使する事業体、会社、事業、代理店、又は下位組織のいずれか（米州州／地方又は非米政府が 50%同等以下の所有権を持つ場合は、BU ゼネラル・カウンセル／被指名人（BU による要請の場合）若しくは VP GEC（コーポレートによる要請の場合）が、当該取引が政府取引となる

<sup>3</sup> 特定の寄付の要請（計上済又は未計上予算）に対して追加的に要求される承認については表 3 を確認のこと。免除慈善事業への寄付は、表 3 の要件から除外されます。予算未計上の場合、BU コミュニケーション・リード・エグゼクティブ／被指名人（BU による要請の場合）又は SVP コミュニケーション／被指名人（コーポレートによる要請の場合）により承認されることがあります。

かどうかを判断します。) 又は (b) **UTC** の業務に影響を及ぼす米国州/地方又は非米国**政府**による法的、規制、その他の履行又は不履行を意味します。

**\*\*\***米国連邦**政府要求**及び米国連邦**政府取引**とは、それぞれ、**政府要求**又は**政府取引**をいいますが、米国連邦**政府**又は米国連邦**政府職員**が関わるものをいいます。

---

**付属書類 2C：申請覚書**

日付： [ ]

宛先： [要求される承認者については、[付属書類2B](#)を参照]

発信者： [BUコミュニケーション・リード・エグゼクティブ（BU要請の場合）／SVPコミュニケーション（コーポレート要請の場合）]

件名： 要求される承認 — 慈善事業への寄付の提案

---

**1. 概要**

[BU／コーポレート]は、[慈善目的／UTC焦点分野の概要説明]を支援するにあたり、[受領組織の完全な正式名称]（以下「受領組織」）に対し、[USD価値]を寄付するためにあなたの承認を要求します。承認は、コーポレート・ポリシー・マニュアル11：慈善事業への寄付に従い要求されます。なぜならば、[要求される承認の理由を説明（例えば、> USD 500,000、指定受領組織、顧客要求、政府要求、又は米国連邦政府要求）]

**2. 受領組織及びデューディリジェンス**

[受領組織]を記載、それがどのように**適格受領組織**の定義を満たすか、及び、該当する場合、それが**指定受領組織**である理由を説明。行われたすべてのデューディリジェンスを見直し、デューディリジェンス報告書を添付]

**3. 提案される寄付**

[種類（例えば、現金若しくは財物の現物寄付、製品又はサービス）、価値、慈善目的、UTC焦点分野（又はその例外の正当な理由）、予算計上の有無、**受領組織**が支援を受ける慈善事業を行う場所、及び資金支払の構造／場所を記載]

**4. 要請の出処／問題点**

[提案される寄付の要請の出処（例えば、UTC、顧客要求、又は政府要求、米国連邦政府要求）、その要請に参加する又は影響を受けるその他の**営業単位**、及び実際の若しくは潜在的な利益相反、又は、その他倫理若しくはコンプライアンスの問題]

**5. 会社の営業／事業への影響**

[本要請の承認／拒絶により好／悪影響を受けうる、すべての既存若しくは見込み**顧客**若しくは**政府関係**、UTC 製品若しくはサービス販売取引、又は立法、規制、その他の**政府**による UTC 事業に影響を与える履行又は不履行を記載]

**6. 契約**

[契約が**寄付契約書（付属書類2D）**に一致しているかどうかを確認し、それと大きく逸脱した個所、又は例外的な規定にハイライトする]

**7. パフォーマンス・モニタリング**

[**受領組織**による**寄付契約書**への遵守を確実にするためのBU／コーポレート責任者により行われるすべてのモニタリングを記載]

**8. 社内承認**

[取得したすべてのBU／コーポレート承認を記載]



**付属書類 2D：寄付契約書**

	セクション	一般的題目	詳細
1	一般商業	慈善事業の説明	効果的なモニタリング及び業績評価のための測定／監査可能な枠組みを提供するために十分に詳細な <b>受領組織</b> により行われる／支援される慈善事業の説明。 <b>受領組織</b> 寄付請願書、RFP、又は同様の申請書を添付又は参照により組み込むことを検討する。
2		資金提供	提供 <b>価値</b> 及び最高契約額の説明。
3		資金支払	<ul style="list-style-type: none"> <li>支払条件の説明</li> <li>支払方法（<b>受領組織</b>設立の管轄地域、又は<b>受領組織</b>が支援を受ける慈善事業を行う場所における<b>受領組織</b>名義の銀行口座への電子送金が推奨される）</li> </ul>
4	誓約	企業倫理／コンプライアンス	<p><b>受領組織</b>は、無条件で下記に合意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>寄付契約書</b>に記載された慈善事業を行うためだけに資金を使用すること、</li> <li>常に、民間又は公共部門での利益相反及び腐敗行為を禁じる法律を含む、適用法に遵守し、</li> <li><b>賄賂</b>を提案、約束する、提供しようと試みる、又は提供することを常に（直接又は間接的に）控え、</li> <li><b>UTC</b> から受領するすべての資金、及び <b>UTC</b> により支援される慈善事業の自身の引き受け／支持に関連する経費を自身の<b>会計帳簿</b>に直ちに及び正確に記録すること。</li> </ul>
5		一般協力	<b>受領組織</b> は、 <b>UTC</b> の支払、及び、支援された慈善事業の履行を立証するために必要な書類又は法律文書、又は、法律により若しくは <b>寄付契約書</b> の履行のために要求されるその他の書類若しくは法律文書を提供及び履行することに合意する。
6	表明と保証		<p><b>受領組織</b>は、<b>贈与日付</b>及び継続的に、別紙（<b>Disclosure Schedule</b>）に定める場合、又は書面で<b>UTC</b>に直ちに通知される場合を除き、以下のことを明示的に認め、表明及び保証する：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>いかなる <b>UTC</b> 従業員、顧客、政府、又は<b>政府職員</b>も<b>受領組織</b>の所有権、財務上、その他の持ち分を持つことなく、又はその他の方法で、<b>受領組織</b>の <b>UTC</b> との関係から個人的に利益を得る立場にはいない、</li> <li><b>受領組織</b>は、慈善事業を行うために必要なすべての許可、ライセンス及び認可を有する、</li> <li><b>寄付契約書</b>は、販売地域の適用法に違反又は矛盾していない、</li> <li><b>寄付契約書</b>に従い支払われた資金は、<b>寄付契約書</b>に記載された慈善事業を行うためだけに<b>受領組織</b>により使用される、</li> <li><b>受領組織</b>は、<b>賄賂</b>を提案、約束した、支払った、又は支払おうと試みたことはない、</li> <li><b>受領組織</b>は、前記の表明及び保証のいずれかが、何かしらの方法により、もはや有効又は正確ではなくなった場合、直ちに書面で<b>UTC</b>に通知することに合意する。</li> </ul>
7	期間		相互の書面による延長がない限り、自動的に満了となる、有限の期間を明示。
8	解除／停止		<ul style="list-style-type: none"> <li>30 日事前通知をもっての都合による解除、</li> <li>次の場合の <b>UTC</b> による一方的解除。 <ul style="list-style-type: none"> <li><b>受領組織</b>、又はその取締役、役員若しくは従業員が、何かしらの理由により、設立の若しくは支援された慈善事業が履行される管轄地域においてペルソナ・ノン・グラータとなる、又は、違法行為で起訴される、</li> <li><b>受領組織</b>が、<b>受領組織</b>による <b>UTC</b> 監査への非協力、又は拒絶を含むが、これに制限されない<b>寄付契約書</b>の違反を犯している、</li> <li><b>受領組織</b>の表明又は保証が、<b>受領組織</b>による即時の書面通知及び修正なしに、もはや有効ではなく、不正確であると <b>UTC</b> が信じる理由がある、</li> <li><b>UTC</b> がその裁量により、<b>受領組織</b>の行為又は<b>寄付契約書</b>が適用法に違反又は矛盾していると判断する、</li> <li><b>受領組織</b>が支払不能、破産となる、又は破産管財人の管理下に入る、</li> <li>(a) <b>寄付契約書</b>に重大な悪影響を及ぼす、又は (b) <b>受領組織</b>若しくは <b>UTC</b> 従業員に対する利益相反を生み出すと <b>UTC</b> が合理的に判断するような方法で、<b>受領組織</b>の所有権、マネジメント、又は運営が変わる、</li> </ul> </li> <li><b>UTC</b> は、<b>受領組織</b>の誓約、表明又は保証の違反による解除の場合に、資金の支払を一時停止又は終了させることができ、及び、誓約、表明又は保証がその寄付に関連して違反となった場合、すでに支払われた寄付を回収する権利を一時停止又は終了させることができる、</li> </ul>
9	その他	地位／非代理店	<b>受領組織</b> は、独立コントラクターである。寄付契約書は、エージェント・プリンシパル（代理人－依頼人）関係を作り出さない。
10		譲渡／サブコントラクター	<b>受領組織</b> は、 <b>UTC</b> の書面による事前同意を得ることなく、 <b>寄付契約書</b> の譲渡、又は支援された慈善事業を下請けに出すことをしてはならない。
11		プレスリリース	<b>受領組織</b> は、 <b>寄付契約書</b> 又は支援された慈善事業に関するプレスリリース若しくは公式声明を発行する、又は <b>UTC</b> の商標又は商品名を使用する前に、 <b>UTC</b> の書面による事前同意を取得しなければならない。



### 付属書類 2E：寄付受取証明書

United Technologies Corporation（以下「**UTC**」）に寄付請願書（以下「**寄付請願書**」）を提出し、**UTC**から資金、又は製品、サービス、その他の財物を受領することにより、あなた（以下「**受領組織**」）は、ここに

- 次のことを認め、無条件に行うことに合意する。
  - **寄付請願書**に記載された慈善事業を勤勉に行い、
  - **UTC**により寄付された資金、物品を**寄付請願書**に記載された慈善事業の促進のためだけに使用し、
  - 常に、民間又は公共部門での利益相反及び腐敗行為を禁じる法律を含む、適用法に遵守し、
  - **賄賂**を提案、約束する、提供しようと試みる、又は提供することを常に（直接又は間接的に）控え、
  - **UTC**の書面による事前同意を以下を行う前に取得するものとする。（1）**寄付請願書**に記載された慈善事業を下請けに出す、（2）**寄付請願書**に関するプレスリリース若しくは公式声明を発行する、又は**UTC**の商標又は商品名を使用する。及び
- 次のことを表明する。
  - いかなる **UTC** 従業員、**UTC** 顧客、政府、又は政府職員も**受領組織**の所有権、財務上、その他の持ち分を持つことなく、又はその他の方法で、**受領組織**の **UTC** との関係又は **UTC** により寄付された資金若しくは物品から個人的に利益を得る立場にはいない、
  - **寄付請願書**を促進するために **UTC**により支払われた資金は、**寄付請願書**に記載された慈善事業を行うためだけに、かつ、適法及び合法的な事業目的のために**受領組織**により使用される、
  - **受領組織**は、**賄賂**を提案、約束した、支払った、又は支払おうと試みたことはない。